

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																																
福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（案）	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱																																
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の条件）</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、<u>別表に掲げる事業の補助対象経費区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更も伴わないもので、かつ補助対象経費の2割以内の増減</u> <u>とする。</u></p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 [平成24年4月1日施行～令和6年5月28日改正施行分まで省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業者等名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の条件）</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、 _____ _____各事業の進捗率又は事業費の2割以内の変更とする。ただし、当該事業が国等の補助事業等であるときは、その軽微な変更は当該補助事業等に係る補助要綱等の定めるところによる。</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 [平成24年4月1日施行～令和6年5月28日改正施行分まで省略]</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業者等名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I～III (略)	(略)	(略)	(略)
	IV 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供するために要する下記の経費 送迎に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等	車両2,829千円 その他経費 <u>別に定める額</u>	1/2 以内
	V (略)	(略)	(略)	(略)
浜通り医療提供体制強化事業	浜通り地方の病院及び医科診療所(介護保険法第8条第29条に基づく介護医療院を除く) (※8)	1 東日本大震災(※7)により、離職した又は求職した医師及び看護師等の医療従事者を継続して雇用する場合の人件費	1について 別に定める額	1について <u>1/2 以内</u>

<u>寄附講座設置支援事業</u>	<u>単独の市町村又は、複数の市町村で構成される一部事務組合等</u>	<u>地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等</u>	<u>10/10 以内</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I～III (略)	(略)	(略)	(略)
	IV 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供するために要する下記の経費 送迎に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等	車両2,829千円 その他経費 <u>3,033千円</u>	1/2 以内
	V (略)	(略)	(略)	(略)
浜通り医療提供体制強化事業	浜通り地方の病院及び医科診療所(介護保険法第8条第29条に基づく介護医療院を除く) (※8)	1 東日本大震災(※7)により、離職した又は求職した医師及び看護師等の医療従事者を継続して雇用する場合の人件費並びに平成23年3月11日以降に県外の医療機関から県内の医療機関に転入等した医療従事者の人件費	1について 別に定める額	1について <u>2/3 以内</u>

		<u>2 平成23年3月11日以降に県外の医療機関から県内の医療機関に転入等した医療従事者の人件費</u>	<u>2について別に定める額</u>	<u>2について2/3以内</u>
		<u>3 県外から医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等</u>	<u>3について別に定める額</u>	<u>3について1/2以内</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>寄附講座設置支援事業</u>	<u>単独の市町村又は複数の市町村で構成される一部事務組合等</u>	<u>地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等</u>	<u>30,000,000円</u>	<u>10/10以内</u>

※1～8 (略)

別表3・別表4 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

※1～8 (略)

別表3・別表4 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式

第2号様式 (第3条関係)

所要額調書

補助事業者名 _____
医療機関名 _____

事業着手予定年月日	年	月	日
事業完了予定年月日	年	月	日

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費 の支出 予定額	基準額	選定額	補助基本額	補助金 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H
合計								

(注) 1 区分欄には要綱別表の事業者名を記入すること。
 2 E欄には、第3号様式 1 支出「基準額B」の「合計(①+②)」額を記入すること。
 3 F欄には、第3号様式 1 支出「選定額C」の「合計(①+②)」額を記入すること。
 4 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業は、要領様式第1号1欄の数字を記入すること)
 5 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 6 補助対象経費を重複して他の補助金等を受給している場合は、H欄には、(注)5で算出した額から他の補助金額を差し引いた額を記入すること。

第3号様式~第7号様式 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式

第2号様式 (第3条関係)

所要額調書

補助事業者名 _____
医療機関名 _____

事業着手予定年月日	年	月	日
事業完了予定年月日	年	月	日

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費 の支出 予定額	基準額	選定額	補助基本額	補助金 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H
合計								

(注) 1 区分欄には要綱別表の事業者名を記入すること。
 2 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業、浜通り医療提供体制強化事業、浜通り看護職員確保支援事業、救急医療従事者資質向上支援事業を除く。)
 3 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業は、要領様式第1号1欄の数字を記入すること)
 4 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第3号様式~第7号様式 (略)

第8号様式

第8号様式（第10条関係）											
所要額精算書											
補助事業者名 _____											
医療機関名 _____											
事業着手年月日		年 月 日									
事業完了年月日		年 月 日									
(単位：円)											
区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経 費の 支出額	基準額	選定額	補助基本額	補助金 所要額	交付決定額	補助金 受入済額	差引過 不足額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
合計											

(注) 1 区分欄には要綱別表の事業名を記入すること。
 2 E欄には、第9号様式 1 支出「基準額B」の「合計(①+②)」額を記入すること。
 3 F欄には、第9号様式 1 支出「選定額C」の「合計(①+②)」額を記入すること。
 4 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業は、要領様式第4号I欄の数字を記入すること)
 5 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 6 補助対象経費を重複して他の補助金等を受給している場合は、H欄には、(注)5で算出した額から他の補助金額を差し引いた額を記入すること。
 7 K欄には、J欄の金額から、H欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を差し引いた額を記入すること。

第9号様式～第13号様式 (略)

第8号様式

第8号様式（第10条関係）											
所要額精算書											
補助事業者名 _____											
医療機関名 _____											
事業着手年月日		年 月 日									
事業完了年月日		年 月 日									
(単位：円)											
区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経 費の 支出額	基準額	選定額	補助基本額	補助金 所要額	交付決定額	補助金 受入済額	差引過 不足額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
合計											

(注) 1 区分欄には要綱別表の事業名を記入すること。
 2 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業、浜通り医療提供体制強化事業、浜通り看護職員確保支援事業を除く。)
 3 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。(警戒区域等医療施設再開支援事業は、要領様式第4号I欄の数字を記入すること)
 4 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 5 K欄には、J欄の金額から、H欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を差し引いた額を記入すること。

第9号様式～第13号様式 (略)